

—令和8年9月6日執行栗国村議会議員選挙—

立候補予定者説明会

日時：令和8年8月5日（水）午後2時～

場所：栗国村役場2階会議室

会次第

1. あいさつ 選管委員長
2. 選挙郵便について 那覇中央郵便局
3. 選挙日程等について 選管書記長
4. 立候補届出等について 選管書記
5. 質疑

栗国村選挙管理委員会

はじめに

この資料は、令和8年9月6日執行の栗国村議会議員選挙における立候補の手續、選挙運動等について主要な事項を記載したものです。

村議会議員選挙候補者として心得ていなければならない選挙運動及びその他の手續については、公職選挙法その他の法令によって、すでに御承知のことと存じますが、充分御注意いただきますようお願いいたします。

細部については、関係法令を十分にご研究のうえ、関係者すべてが法を守り、明るい選挙を行うよう努めていただくことを望みます。

令和8年8月5日

栗国村選挙管理委員会

第一節 日程・立候補について

1. 日程

告示日 令和8年9月1日（火）
投票日 令和8年9月6日（日）
開票日 令和8年9月6日（日）午後8：30開始予定

2. 選挙人名簿の調製

基準日 令和8年8月31日（月）
名簿閲覧期間 令和8年8月31日（月）※午前8時半から午後5時

3. 選挙権

- ① 栗国村に3ヶ月以上に住所を有する者。（令和8年5月31日転入者まで）
- ② 満年齢18歳以上（平成20年9月7日出生まで）
- ③ 公選法第11条に該当しない者。
 - 1、成年後見人でないこと。（精神病など）
 - 2、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者でないこと。
 - 3、禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。（一般犯罪による刑の執行猶予中の者はよい。）

4. 立候補の届出について

- ① 告示の日令和8年9月1日（火）に郵送によることなく、文書で直接当該選挙長へ届け出ること。
- ② 受付時間は令和8年9月1日午前8時30分～午後5時まで。
- ③ 立候補届出の受付の順序は、告示の日の午前8時30分までに受付場所に到着した者については到着順によらず、くじにより定めます。ポスター掲示場の掲示は立候補届出順となります。

5. 立候補届出の書類について

区分	No	届出等書類の名称	備考
立候補届出	1	栗国村議会議員選挙立候補届	
	2	供託証明書	
	3	宣誓書	
	4	所属党派証明書	無所属の場合は不要
	5	戸籍の謄本又は抄本	
	6	住民票抄本	
	7	通称認定申請書	通称使用を希望する場合のみ
	8	立候補の届出代理人証明書	立候補者に代わって届出をする場合

6. 立候補届の記載、その他注意事項について

- ① 文字は楷書で正確に、かつ、誤字脱字の無いように記載すること。
- ② 候補者の氏名は戸籍名によること。（常用漢字表に置き換えた字体は使用可）
- ③ 本籍は、戸籍の謄本・抄本と一致すること。
- ④ 本籍及び住所は、番地及び番地後の枝番まで正確に記載すること。
- ⑤ 生年月日は、戸籍の謄本、抄本と一致し、年齢は記載する日現在ではなく、選挙期日である「令和8年9月6日」現在の満年齢で記載すること。
- ⑥ 所属党派証明書が無い場合は、「無所属」と記載すること。
- ⑦ 職業はできるだけ詳しく記載すること。
- ⑧ 届出の際には候補者、推薦届出者等の印鑑を必ず持参すること。

7. 立候補者の辞退

- ① 候補者が立候補の意思を撤回し候補者であることを辞退する場合は、必ず候補者本人が選挙長に文書で立候補辞退の届出をしなければなりません。
- ② 候補者を辞退することが出来るのは、立候補届出の期日（9月1日（火）の午後5時まで）に限られます。
- ③ 期日以内に辞退届がなければ、候補者が実質的に辞退しても候補者としての取り扱いを受けることになります。

8. 開票（選挙）立会人の届出

- ① 選挙の立会人には投票立会人、開票立会人がありますが、そのうち投票立会人は2名以上5人以下の人数で選挙管理委員会が選任し、開票立会人については、候補者から届け出ることができることになっています。
- ② 開票立会人は原則として、候補者から届出のあった者をあてることとなっていますが、その数が10人を超えたときは選挙管理委員会がくじをもって10人を開票立会人と定めます。
- ③ 開票立会人は本村の選挙人名簿に登録されている者でなければならない。
- ④ 届出は本人の承諾を得て承諾書を添付すること。
- ⑤ 届出の時期は選挙の期日3日前（9月3日（木））の午後5時までです。

9. その他の届出書について

- ① 選挙事務所設置届及び異動届
選挙事務所を設置したとき又はこれに異動があったときは、直ちにその旨を文書で村委員会に届け出る（法130、令108）。
- ② 出納責任者選任届及び異動届
出納責任者を選任したとき又はこれに異動があったときは、直ちにその旨を文書で村委員会に届け出る（法180・182・183の2）。
- ③ 報酬を支給する者（選挙運動事務員等）の届出
選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員などを雇い上げたときは、その者を使用する前にその旨を文書で村委員会に届け出る（法197の2、令129）。なお、この届出前の使用に対しては、報酬を支給することができないので注意されたい。

10. 立候補届出書類事前審査

- ① 立候補届出事前審査は令和8年8月17日（月）午後2時～午後5時栗国村役場2階会議室で行います。
- ② 事前審査を行う書類は、下記の表に記載のとおりです。なお、立候補届出に関する書類のほか、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、及び公費負担関係書類についても、併せて審査を行います。

区分	No	届出等書類の名称	備考
立候補届出	1	候補者届出書（本人届出）	
	2	供託証明書	
	3	宣誓書	
	4	所属党派証明書	無所属の場合は不要
	5	戸籍の謄本又は抄本	
	6	住民票抄本	
	7	通称認定申請書	通称使用を希望する場合
	8	立候補の届出代理人証明書	立候補の届出において代理人が行う場合
選挙運動	9	選挙事務所設置届	
	10	出納責任者選任届	
	11	報酬を支給する者（選挙運動事務員等）の届出	
	12	選挙立会人となるべき者の届出書	9/3（木）17時まで
	13	選挙立会人となるべき者の承諾書	9/3（木）17時まで
	14	選挙運動用ビラ届出書	
	15	選挙運動用ビラ	2枚
	16	選挙運動用ポスター	
公費負担	17	選挙運動用自動車の使用契約届出書	
	18	選挙運動用自動車運送契約書の写し（ハイヤー）	
	19	選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し（レンタル）	
	20	選挙運動用自動車運転手の雇用契約書の写し	
	21	選挙運動用自動車の燃料供給契約書の写し	
	22	選挙運動用ポスター作成契約届出書	
	23	選挙運動用ポスター作成契約書の写し	
	24	選挙運動用ビラ作成契約届出書	
	25	選挙運動用ビラ作成契約書の写し	

1 1. 不在者投票について

- ① 栗国村選挙管理委員会に投票用紙を請求します。
請求の際は投票用紙請求書兼宣誓書をお出してください。
- ② 請求は直接又は郵送ではできますが、ファックスや電子メール、電話での受付はできません。
 - ・ 請求は告示前にできます。投票用紙の郵送は告示日の翌日になります。
 - ・ 選挙人が申請できない場合は使者による請求もできます。
- ③ 不在者投票のできる期間（告示日の翌日から選挙期日の前日まで）
 - ・ 郵便(離島)の都合上、早めに投票用紙の請求をして下さい。

※投票日の午後 8 時までに栗国村選挙管理委員会に届かない場合は無効となります。

1 2. 供託物の取扱いについて（法 93）

供託金は、法定得票数（供託物の没収点）以上の得票があれば返還されます。

【村議会議員】法定得票数 = 有効投票総数 ÷ 6 × 1/10

選挙管理委員会から法定得票数を得たことの証明書の交付を受けて供託先に提出する（9 月 22 日（火）以降に証明書を発行します。）

1 3. 選挙運動費用の制限について

- ① 法定制限額 = A + 固定額（90 万円）
A = 告示日における選挙人名簿の登録者数 ÷ 議員定数 × 人数割額（1,120 円）
- ② 今回選挙における法定支出限度額については、9 月 1 日に告示します。

1 4. 選挙運動費用収支報告書の提出について

- ① 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄付その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を選挙の期日から 15 日以内（9 月 21 日（月）午後 5 時まで）に選挙管理委員会に提出して下さい。
- ② 選挙運動従事者に支給することができる報酬及び実費弁償額については、公職選挙法に基づく選挙運動等に関する規程 35 条（別紙 2）に準じて下さい。
- ③ 選挙運動従事者に支給する者については、立候補届時に「報酬を支給する者の届出書」の届出を行ってください。

第二節 選挙運動について

1. 選挙運動の期間について

- ① 立候補の届出のあった日（9月1日）から、投票日の前日（9月5日）まで。ただし、街頭演説は午前8時から午後8時までです（法129）。
- ② 立候補届出が受理されてからでなければ選挙運動はできません。

2. 選挙事務所の制限について

- ① 選挙事務所は、候補者1人につき1箇所である（法131）。
- ② 選挙事務所は、候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）でなければ設置することができない。
- ③ 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない（法131）。
- ④ 選挙事務所は、選挙の当日においても、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル以外の区域に限り、設置することができる（法132）。したがって、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル内にある選挙事務所は、選挙の前日までにその区域外に移転するか、又は閉鎖しなければならない。この場合、選挙事務所異動届が必要である。

3. 選挙運動用自動車（船舶）及び拡声機の使用について

- ① 使用できる選挙運動用自動車は1台、船舶1隻、拡声機は一そろいである。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場ごとに別に一そろいを使用することができる（法141）。
- ② 選挙運動用自動車は、町村の選挙では乗用の自動車又は小型貨物自動車のいずれか1台に限られる（法141、令109の3）。
- ③ 選挙運動用自動車（船舶）及び拡声機の表示（法141）
 - （1）選挙運動用自動車（船舶）及び拡声機には、村委員会で交付した表示を付けなければならない。なお、個人演説会（演説を含む。）の開催中その会場において使用できる拡声機には、表示を必要としない。
 - （2）表示は、自動車にあつてはその前面、拡声機にあつては送話口の下部など外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならない。
- ④ 選挙運動用自動車の乗車人員（法141の2）

自動車に乗車できる者は、候補者、運転手（1人に限る）のほか乗用車腕章をつけた運動員4名。なお、乗車定員が5人の自動車に乗車できるのは、候補者等を含め5人までである。
- ⑤ 車上の選挙運動の禁止（法141の3・140の2）

何人も、選挙運動用自動車の上において選挙運動をすることができない。ただし、停止した車上で選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間車上で選挙運動のための連呼行為をすることは差し支えない。

4. 文書図画の頒布について

- ① 村議会議員選挙において選挙運動のために使用する文書図画は、候補者1人について次の枚数の通常葉書及びビラのほかは、頒布できない（法142）。

通常葉書 800枚

ビラ 1,600枚（村委員会に届け出た2種類以内のビラ）

- ② 選挙運動用通常葉書の差出についての手続きは、次のとおりである。
 - （1）選挙運動の期間内に限り、立候補届出の際に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を那覇中央郵便局に提示して、選挙用の表示がしてある通常葉書の交付を受けることができる（法142、令109の5、公職選挙郵便規則2）。
 - （2）手持ちの通常葉書を利用する場合でも、（1）に準じて選挙用の表示を受けなければならない（同規則3）。
 - （3）（1）及び（2）の通常葉書を差し出すときは、選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局に差し出さなければならず、ポストは利用できない（同規則8）。
- ③ ビラの頒布については、次のとおりである。
 - （1）ビラを作成している方は事前審査の日に提出をお願いします。ビラの届出をする際には、当該届出に係るビラで、記載内容が同一であるものにつきその見本2枚を添えなければならない（法142）。
 - （2）ビラには、立候補届出時に村選挙管理委員会が交付する証紙を貼付しなければならない頒布することはできない（法142）。
 - （3）ビラの規格は、長さ29.7cm、幅21cm（A4版）を超えてはならない（法142）。
 - （4）ビラの記載内容には特に制限はありませんが（表裏印刷 2つ折り可）、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れることは記載できません。
 - （5）ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない（法142）。
 - （6）ビラの頒布方法は、①新聞折込みによる頒布、②候補者の選挙事務所内における頒布、③個人演説会の会場内における頒布、④街頭演説の場所における頒布による方法によらなければならない（法142、令109の6）。

5. 選挙運動用ポスターについて

- ① ポスター掲示場は7ヵ所を予定。掲示場以外には掲示できません。
- ② ポスターの規格は長さ42cm×幅30cm以内である（法144）。
- ③ ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の氏名（印刷者が法人である場合にあっては名称）及び住所を記載しなければならない（法144）。
- ④ ポスターは、立候補届出が受理されたときから掲示することができ、選挙の当日も掲示しておくことができる（法143・144の2）。
- ⑤ ポスターを作成している方は事前審査の日に1枚（意匠が異なる場合は、それぞれ1枚）を見本として提出されたい。
- ⑥ 掲示区画番号は、候補者の立候補届出受理番号とする。

⑦ ポスター掲示場の設置個所については別紙 1 に記載しています。

※栗国村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例及び栗国村の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規定において、栗国村選挙管理委員会が設けた掲示場以外にポスター掲示はできない。

6. 個人演説会について

- ① 個人演説会は開催回数に制限はありません。
- ② 公営施設を使用する演説会は、立候補届出後、開催すべき日前 2 日までに、村選挙管理委員会に申し出なければならない（法 1 6 3、令 1 1 2）。
- ③ 公営施設以外の施設を使用する演説会は、選挙管理委員会に申し出る必要はない。

7. 街頭演説について

- ① 街頭演説は、演説者がその場所にとどまって、標記を掲げてする場合に行うことができる（法 1 6 4 の 5）。
- ② 停止した選挙運動用自動車（船舶）の上においてすることができる。
- ③ 街頭演説で選挙運動に従事できる者は、候補者、運転手（各 1 人）を除き最大 1 5 人であり、一定の腕章をつけなければならない。（法 1 6 4 の 7）

8. 連呼行為について

原則禁止。

例外（法 1 4 0 の 2）

- ① 演説会で行う場合。
- ② 街頭演説（演説会を含む）の場所において（AM8：00～PM8：00）
- ③ 選挙運動用自動車（船舶）の上において（AM8：00～PM8：00）

9. 言論による選挙運動ができないもの

- ① 投票日当日の選挙運動
- ② 個人演説会、立会演説会以外の演説会
- ③ 第 3 者の行う演説会
- ④ 立会演説会当日は、開催される前後、それぞれ 2 時間その開場から 3 0 0 メートル以内の区域における演説会、街頭演説及び連呼
- ⑤ 他の選挙が行われるときは、その投票日当日、投票所から 3 0 0 メートル以内の区域における演説会、街頭演説及び連呼
- ⑥ 歩きながらの演説
- ⑦ 夜間午後 8 時から翌朝の 8 時までの街頭演説
- ⑧ 特定の建物及び施設における演説及び連呼
 - 1、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅は除く）
 - 2、汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内
 - 3、病院、診療所その他の医療施設

10. 選挙運動ができないもの、その他の規制について

事前運動やすでに述べた事項のほか、禁止又は制限される選挙運動等の主なものは、次のとおりである。

- ① 休憩所等の禁止（法133）
- ② 選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法135）
- ③ 特定公務員の選挙運動の禁止（法136）
- ④ 公務員等及び教育者の地位利用の選挙運動の禁止（法136の2・137）
- ⑤ 年齢満18歳未満の選挙運動の禁止（法137の2）
- ⑥ 選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137の3）
- ⑦ 戸別訪問（法138）
- ⑧ 署名運動の禁止（法138の2）
- ⑨ 人気投票の公表の禁止（法138の3）
- ⑩ 飲食物の提供の禁止（法139）
- ⑪ 氣勢を張る行為の禁止（法140）
- ⑫ 政治活動用ポスターの掲示の制限（法143）
- ⑬ 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法146）
- ⑭ あいさつ状の禁止（法147の2）
- ⑮ 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法148の2）
- ⑯ 選挙運動放送の制限（法151の5）
- ⑰ あいさつを目的とする有料広告の禁止（法152）
- ⑱ 他の演説会の禁止（法164の3）
- ⑲ 特定の建物及び施設における演説及び連呼行為の禁止（法166）
- ⑳ 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）
- ㉑ 政治活動の規制及び選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去（法201の13・法201の14）

候補者関係の今後の日程について

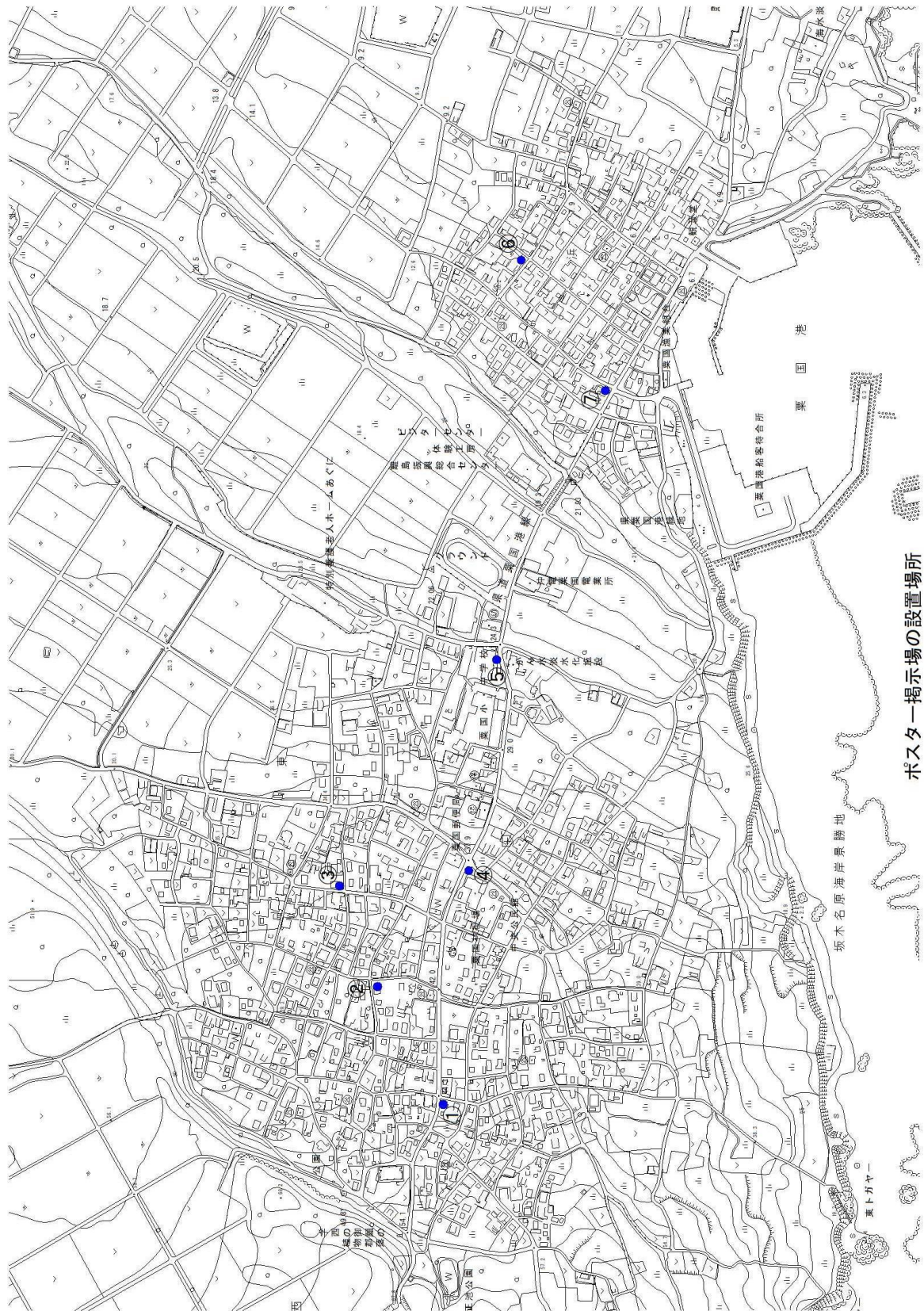
日 時	会 場	内 容
8 月 5 日 (水) PM2 : 00～	栗国村役場 2 階会議室	立候補予定者説明会
8 月 19 日 (水) ～		不在者投票に係る「投票用紙請求書兼宣誓書」の設置 ※栗国村公式ホームページ、役場窓口、那覇船舶窓口
8 月 17 日 (水) PM2:00～5 : 00	栗国村役場 2 階会議室	・立候補届出書類事前審査 ※先着順 ・選挙運動関係書類 ・公費負担関係書類 ※候補者・推薦人の認印（届出書類に使用したもの）をご持参ください。
8 月 31 日 (月)		選挙運動費用支出制限額の算出
9 月 1 日 (火) AM8:30～PM5:00 (告示日)	栗国村選挙管理委員会管理室	・立候補届出受付 ※AM8:30 までの来場者でくじを実施 ・審査後選挙物資の交付
9 月 2 日 (水)	栗国村離島振興総合センター	期日前投票、不在者投票開始
9 月 3 日 (木) AM8:30～PM5:00	栗国村選挙管理委員会管理室	・開票立会人選任届期限（17 時まで）
9 月 3 日 (木) PM5:30	栗国村選挙管理委員会管理室	・開票（選挙）立会人を定めるクジの執行 ※届出者が 10 名以上の場合くじで決定。
9 月 5 日 (土)	—	・選挙運動最終日（街頭演説午後 8 時まで） ・投票日当日の選挙事務所から投票所の距離 300m (法 132・143) に該当する場合は異動届出が必要
9 月 6 日 (日) 開票 : PM8:30～	栗国村離島振興総合センター	投開票日 ※立会人は開票開始時刻前に印鑑持参の上集合すること。
9 月 8 日 (火) 予定 AM11:00	栗国村役場 2 階会議室	・当選人の告知、告示 ・当選証書付与
9 月 21 日 (月) (選挙期日から 15 日以内)	選挙管理委員会	・選挙運動費用収支報告書の提出期限 ※ その後は随時（その都度 7 日以内）
9 月 22 日 (火) (選挙期日から 15 日以降)	選挙管理委員会	・供託物の返還 ※供託原因消滅証明書の発行

別紙 1

栗国村ポスター掲示場の設置場所

1. 栗国村字西 1 8 7 番地
2. 栗国村字西 6 番地
3. 栗国村字東 2 5 9 番地
4. 栗国村字東 3 6 7 番地
5. 栗国村字東 4 4 7 番地
6. 栗国村字浜 2 0 9 番地
7. 栗国村字浜 2 9 2 番地

ポスター掲示場の設置場所



別紙 2

第 35 条 法第 197 条の 2（実費弁償及び報酬の額）第 1 項及び第 2 項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第 141 条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために試用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。以下第 4 号において同じ。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に定める額とする。

- （1）選挙運動に従事する者 1 人に対し、支給することができる実費弁償の額
 - （イ）鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - （ロ）船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - （ハ）車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - （ニ）宿泊料 1 夜（食事料 2 食を含む。）につき 12,000 円
 - （ホ）弁当料 1 食につき、1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - （ヘ）茶菓料 1 日につき 500 円
-
- （2）選挙運動に使用する労働者 1 人に対し、支給することのできる報酬の額
 - （イ）基本日額 10,000 円
 - （ロ）超過勤務手当 1 日につき（イ）の額の 5 割
-
- （3）選挙運動に使用する労働者 1 人に対し、支給することができる実費弁償の額
 - （イ）鉄道運賃、船賃及び車賃 第 1 号（イ）（ロ）及び（ハ）に掲げる額
 - （ロ）宿泊料（食事料を含まない。）1 夜につき 10,000 円
-
- （4）選挙運動に従事する者 1 人に対し、支給することができる報酬の額
 - （イ）選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 10,000 円
 - （ロ）専ら法第 141 条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1 日につき 15,000 円

関係書類

1. 候補者届出書（別記第7号）
2. 宣誓書（別記第8号）
3. 候補者辞退届出書（別記第9号）※立候補を辞退する場合。
4. 通称認定申請書（別記第10号）
5. 立候補届出代理人証明書（別記第11号）
6. 選挙事務所設置届（別記第12号）
7. 選挙事務所異動届（別記第13号）
8. 出納責任者選任届（別記第14号）
9. 出納責任者異動届（別記第15号）
10. 報酬を支給する者の届出書（別記第16号）
11. 選挙立会人届出書（別記第17号）
12. 選挙立会人承諾書（別記第18号）
13. 個人演説説明会開催申告書（別記第19号）
14. 選挙運動用ビラ届出書
15. 選挙運動費用収支報告書（別記第20号）
16. 選挙運動費用収支会計帳簿（別記第21号）